

ベンダーマネジメント実務ガイド

RedHat

ベンダーマネジメント実務ガイド v1.0

作成：ITAMS 作成日：2026年7月4日 収束状況：GEN-Phase3 独立検証（重大指摘5件）を一次情報の再確認により全件修正済み

第1版

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 版 | v1.0 |
| 作成日 | 2026年7月 |
| 作成者・発行者 | イタムス株式会社（ITAMS） |
| 対象読者 | RedHat ベンダーマネージャー・調達担当・SAM 担当・IT 部門 |
| 収録章 | 全9章 |

【注意事項・要確認事項について】

本資料はイタムス株式会社（ITAMS）がVMAJ ベンダーマネージャー育成プログラムの教育目的で作成したものです。掲載情報は一次情報に基づきますが、ライセンス解釈の最終判断は必ず担当 RedHat 営業・法務部門へご確認ください。

はじめに — VMAJ 教育体系における本資料の位置づけ

本資料は、イタムス株式会社（ITAMS）が提供する VMAJ の「ベンダーマネージャー育成プログラム」の一環として、RedHat のライセンス・契約管理に特化した包括的実務ガイドです。

VMAJ の教育体系では、ベンダーマネジメントの中核を「Demand-to-Contract-to-Service Control（需要・契約・サービス供給のマッチング統制）」として定義しています。

DCS 統制フレームワークと本資料の関係

VMAJ ベンダーマネジメント育成プログラムでは「Demand（調達要件定義）→ Contract（契約管理）→ Service（サービス統制）」の 3 フェーズで管理する DCS 統制モデルを採用しています。本資料は Contract フェーズ（ライセンス条件の理解・遵守・監査対応）を中心に Service フェーズ（継続的なライセンス使用量管理・更新管理）までをカバーします。

対象読者と前提知識

対象読者は RedHat 製品の調達・ライセンス管理・契約更新を担当するベンダーマネージャーおよび IT 資産管理担当者です。ソフトウェアライセンスの基礎知識を前提としますが、RedHat 固有のライセンス体系については本資料で体系的に解説します。

第 1 章 RedHat ライセンス体系と契約文書の階層

キーメッセージ

Red Hat の契約は「一般条件 (General Terms)」、「製品付属文書 (Product Appendix)」、「ご注文用紙 (Order Form)」の 3 層構造。

ただし優先順位は文書ごとに規定が異なり、「常に一般条件が優先」と単純化してはならない (GEN-Phase3 独立検証で指摘・原文確認により訂正)。

1.1 契約構造の 3 層

Red Hat との契約は、Enterprise Agreement General Terms (一般条件)、Product Appendix 1~4 (製品付属文書)、Order Form (ご注文用紙) の 3 要素から構成される。顧客が交付する発注書等その他の注文関連文書の条件は契約の一部とならず無効である。

1.2 文書間の優先順位 (重要・訂正済み)

【注意】

優先順位は文書ごとに個別規定されており、一律に「General Terms 優先」ではない。

| 文書 | 優先順位の規定内容 (原文確認済み) |
|---|--|
| Appendix 1 (Software and Support Subscriptions) | 「Appendix と Exhibit が矛盾する場合は Exhibit が優先」と規定。Appendix 自体と General Terms の優劣は Appendix 1 本文には明記されない。 |
| Appendix 3 (Professional Services) | 「本 Appendix と Base Agreement が矛盾する場合、本 Product Appendix 3 の条件が優先する」と明記。General Terms 優先ではなく Appendix 3 優先。 |
| Appendix 4 (Online Services) | Appendix 1 と同様、「Appendix と Exhibit が矛盾する場合は Exhibit が優先」のみ規定。 |
| Order Form | 個社固有の合意事項。全体の優先順位は Enterprise Agreement 本体の統合条項も併せて確認が必要。 |

1.3 日本向け契約の位置づけ

日本向けは Japan Enterprise Agreement (英日併記、Red Hat K.K.との契約) を正とする。Product Appendix 1 にも日本語版 (Appendix-1-Japanese-20260218.pdf) が別途公開されており、DR 定義・

HPC/Grid 最小要件等の主要条項は NA-English 版と一致することを原文で確認済み（全 43 ページの逐条比較は未実施）。

1.4 EULA 体系と対象製品

| EULA ファミリー | 主な対象製品 |
|---|---|
| GPLv2-Based EULA | RHEL、Smart Virtualization、Satellite、Gluster Storage、RHEL for SAP HANA 等 |
| LGPL-Based EULA | JBoss EAP、JBoss Web Server、Data Grid、Ceph Storage（旧体系）等 |
| Standard EULA | OpenShift AI、Ansible Automation Platform、OCP、3Scale On Premise、Runtimes、Quay 等 |
| Apache-Based EULA | CloudForms/ManageIQ、Fuse 等 |
| 個別 EULA | UBI、Advanced Cluster Management、Advanced Cluster Security（StackRox）、Quarkus Native Builder、Offline Knowledge Portal、RHEL AI |
| <p>【注意】 ACM・ACS は OpenShift Platform Plus に含まれ得るため、Standard EULA のみで一括処理しない。</p> | |

実務チェックポイント

- 契約書一式（General Terms・適用 Appendix・Order Form・関連 EULA）が最新版で揃っているか
- Appendix 間の優先順位規定を個別に確認しているか（一般条件優先と思いついでいないか）
- 製品ファミリーごとに適用 EULA を正しく特定できているか

第2章 ライセンスメトリック算定と実務管理

キーメッセージ

Red Hat は 25 種前後のメトリック単位を使い分けており、製品・Use Case ごとに適用単位が異なる。

2.1 基本ライセンス単位

Appendix 1 原文 (Table 1.1) で確認された単位 :

- Physical Node / Virtual Node ・ Virtual Guest / System / Managed Node
- Socket / Socket-pair / Core / Core Band / CPU / vCPU
- Cluster / AI Accelerator / GPU / Peripheral Board / System on a Chip (SoC)
- IBM Z IFL / Power IFL (PowerVM 含む) / Spyre (IBM Spyre アクセラレータ)
- Storage Band / GB of RAM / Certificate / Gateway / Gateway Requests / Module
- FTE (Full Time Equivalent) / Employee User / Customer User / User

2.2 換算ルール

- ハイパースレッディング有効時 : 1 Core = 2 vCPU
- コンテナ課金 : 最小 2 コアに切り上げ

2.3 最小要件 (訂正済み)

【注意】

Phase1 時点の記述「HPC は最小 50 Socket-pairs」は誤り。HPC と Grid の数量要件を混同していた。

Appendix 1 原文 (Table 1.2(b)) で以下の通り確認・訂正 :

| Use Case | 最小数量 (原文確認) | 主な要件 |
|------------------------------------|-----------------------------|--|
| Academic Site Subscription | 最小 1,000 FTE | 国の認定機関による認可を受けた教育機関が対象 |
| HPC (High Performance Computing) | クラスターあたり最小 4 Physical Nodes | 計算集約的分散タスク、管理ノードは全体の 1/4 以下、全ノード同一 RHEL 構成 |

| | | |
|------|----------------------------|---------------------------------------|
| Grid | クラスターあたり最小 50 Socket-pairs | 単一アプリケーション / 単一ジョブスケジューラ制御、非対話型ワークロード |
|------|----------------------------|---------------------------------------|

実務チェックポイント

- 導入製品ごとに適用メトリックと Order Form 記載の単位数を突合しているか
- HPC 構成と Grid 構成を混同せず、それぞれの最小数量要件を正しく適用しているか
- Edge Network Device 等の特殊単位を見落としていないか

第3章 仮想化・クラウド環境でのライセンスルール

キーメッセージ

物理⇄仮想の無償移行、IBM Z サブキャパシティ、Cloud Access (BYOS) の3つが仮想化・クラウド対応の柱。

3.1 仮想化環境での取り扱い

- 1 Socket-pair サブスクリプションで仮想ノード2つをカバー可能
- IBM Z 等でのサブキャパシティ (使用コアのみカウント)

3.2 Cloud Access (BYOS)

Red Hat Cloud Access FAQ (2026年7月時点) で確認された対象製品:

- RHEL Server (RHEL for SAP 含む)、OpenShift Container Platform、Red Hat Middleware
- OpenShift Data Foundation、Gluster Storage、Ceph Storage、OpenStack Platform、RHEL Developer

【注意】

上記は固定表ではなく、契約時点の Cloud Access FAQ (access.redhat.com/articles/3664231) で都度確認すること。

Ceph Storage は現在 Red Hat OpenStack Services on OpenShift との combined solution としての提供が前提となっており、OpenStack 以外の用途は IBM 側 (IBM Storage Ceph) に案内される状態 (第8章参照)。

3.3 Gold Image と PAYG Image

| 区分 | サブスクリプション費用 | 特徴 |
|------------|----------------------|-----------------------------|
| Gold Image | 含まない (既存サブスクリプション利用) | CCSP 環境に用意された公式イメージ、BYOS 向け |
| PAYG Image | イメージ利用料に内包 | 従量課金、クラウドプロバイダーから直接調達 |

二重課金防止: Simple Content Access (SCA) と Subscriptions Service (SWATCH) の組み合わせにより、マーケットプレイス購入と既存サブスクリプションの重複課金は回避される仕組みになっている (第4章参照)。

3.4 地域・政府系クラウド

- AWS GovCloud : Confirmed Stateside Support 購入済みであれば利用可 (Gold Image は非対応)
- Azure Government / Germany / China : 利用可 (Gold Image は非対応)

実務チェックポイント

- クラウド移行時に Gold Image か PAYG Image かを区別し、二重課金が発生していないか
- Cloud Access 対象製品リストは契約時点の FAQ 最新版で都度確認しているか

第4章 必須計測ツールと管理義務

キーメッセージ

SCA と SWATCH は役割が異なる。SCA はアクセス制御モデルの変更、SWATCH は可視化・集計支援。

どちらも契約充足の証明そのものではなく、ELP 確定には Order/SKU・実デプロイ・用途分類との照合が別途必要（GEN-Phase3 独立検証を踏まえ精緻化）。

4.1 Subscriptions Service (SWATCH)

- アカウトレベルで Red Hat subscription usage を可視化
- SKU・数量・測定単位・購入量・System Purpose を分析し最大技術容量を算出
- OpenShift core-hour 系は Prometheus/Telemetry の時系列データ（5分単位サンプリング等）から集計
- x86 SMT は 2 threads/core 前提で計算

4.2 Simple Content Access (SCA)

per-system subscription attach を不要にし、登録済みホストが subscription status に関係なく content access できる運用モデルへの変更。

【注意】

「SCA で利用できる = ライセンス充足」ではない。購入済み Unit・Use Case・Support Level の契約上の遵守義務は SCA 導入後も消滅しない。

4.3 実務上の限界と対策

【現場メモ】

仮想 RHEL の host-guest mapping 欠落（virt-who 設定不備等）により、SWATCH 上の使用量が過大・過小に見える場合がある。

SWATCH を「監査証跡の唯一の真実」として扱わず、Satellite / Hybrid Cloud Console / CMDB / クラウド台帳・Order/SKU 台帳と併せて照合する。

実務チェックポイント

- SCA 移行済みでも、SWATCH の利用量レポート・CMDB・virt-who 設定・Order Form の購入数量を月次で相互照合しているか

第5章 エンタイトルメント台帳・ELP管理

キーマッセージ

True-up（不足分の事後精算）は監査時だけでなく自主管理でも発生し得る。

5.1 True-up要件

Order Form 等で購入・支払済みの Unit を超えて利用・展開した場合、追加 Unit と利用開始日を速やかに報告し、請求対象となる（Japan EA で確認）。

5.2 インベントリ管理

- Subscription Watch での Subscription インベントリ可視化
- 製品別デプロイ台帳の必要性（RHEL / OpenShift / Ansible / Satellite / JBoss / OpenStack / AI 製品ごとに単位が異なる）

5.3 用途分類

Production / Development / Test / DR / Training / Evaluation / Hosted customer 向け利用を区分管理することが、ELP 確定とリスク管理の前提となる。

実務チェックポイント

- 用途分類ごとにデプロイを区分管理しているか
- 製品別デプロイ台帳を最新化しているか

第 6 章 契約ライフサイクルと更新管理

キーメッセージ

契約は期間満了 30 日前までの不通知で自動更新される。

6.1 Enterprise Agreement の更新

Japan EA では、サービス期間満了前に少なくとも 30 日前の書面による不通知がない限り、同一期間で自動更新される。

6.2 Training Unit / Consulting Unit の期限管理

| 区分 | 期限・条件 |
|---|--|
| Training Unit (Appendix 2A) | 1 年失効、返金不可、譲渡不可、現金・クレジット交換不可、同一地域・通貨での利用限定 |
| Consulting Unit (Appendix 3, Exhibit 3.C) | 最低 40 時間の Engagement、購入から 12 か月以内に償還必須、非返金・非譲渡、米国政府顧客は購入不可 |

実務チェックポイント

- Appendix 2A/3 の失効・償還期限をプロジェクト管理カレンダーに組み込んでいるか
- 更新 30 日前ルールに基づき、契約見直しの意思決定期限を逆算しているか

第7章 監査対応と証跡保管

キーマッセージ

監査は10日前通知で開始され、契約終了後1年間存続する。不足5%超過で監査費用も負担。

7.1 監査（検査）条項

Japan EA Section 10「検査」：契約有効期間中および契約終了後1年間、Red Hat（または指定業者）は10日以上 の事前通知をもって顧客の施設・記録を検査する権利を有する。

7.2 不足発覚時の対応義務

- 不足判明後15日以内に不足分の支払い義務
- 過少支払いが5%を超える場合、顧客はRed Hat側の監査費用も負担

7.3 証跡保管の実務推奨

【現場メモ】

契約上の監査権存続期間は「契約終了後1年間」だが、更新・True-up・監査対応を考慮すると、実務上はそれ以上の証跡保管が望ましい。

廃棄予定システムの利用ログ・エンタイトルメント記録は、最低1年間（推奨：それ以上）保持するプロセスを整備する。

実務チェックポイント

- 廃棄予定システムの利用ログ・エンタイトルメント記録の保持プロセスがあるか
- 10日前通知を受けた場合の社内エスカレーションフローが整備されているか

第 8 章 RedHat 固有の高リスク領域と対策

キーメッセージ

5%監査ペナルティ、用途誤認（開発/本番、DR）、第三者提供制限、API 超過停止が四大リスク。加えて Ceph 製品ライフサイクル変化と Application Services の license-only enforcement に注意。

1. 5%ルールの監査ペナルティトラップ

条項要約：監査で判明した不足ライセンスは通知から 15 日以内に支払い義務。不足が 5%を超えると顧客は Red Hat 側の監査費用も負担する。

根拠：Enterprise-Agreement-Webversion-APAC-Japan-Japanese-20211116.pdf Section 10

【注意】

典型的な違反シナリオ：仮想化環境や OpenShift でのオートスケールにより繁忙期に一時的に 5%超過し、監査発覚時に不足分の即時請求と監査費用負担を課される。

2. 「利用の用途」境界（開発 vs 本番、DR）

条項要約：Developer サブスクリプションは開発用途限定で本番利用は禁止。DR（Disaster Recovery Use Case）は active workloads の実行を含まないと定義される。

根拠：Appendix-1-NA-English-20260218.pdf Section 2.3、Table 1.2(b) Disaster Recovery

【注意】

典型的な違反シナリオ：開発・テスト環境用ライセンスをそのまま本番リリースしてしまう。または待機系 DR にリアルタイム同期を設定し active workload 扱いとなりライセンス倍加が必要になる。

3. 第三者提供（ホスティング/SaaS/MSP）制限

条項要約：サブスクリプションは自社内部利用限定で、第三者向けホスティング・マネージドサービス・ISP サービスとしての提供は「不正な利用」に該当し得る。

根拠：Appendix-1-NA-English-20260218.pdf Section 1.2(f)(g)、Enterprise Agreement Section 5.3

【注意】

典型的な違反シナリオ：社内用ライセンスで構築した Red Hat 環境を、そのままグループ外顧客向け SaaS 基盤として提供してしまう。CCSP 等パートナープログラムへの切替検討漏れ。

4. 10 日前監査通知 + 契約終了後 1 年間の証跡保持義務

条項要約：監査は 10 日前の書面通知で開始され、監査権は契約終了後 1 年間存続する。

根拠：Enterprise Agreement Section 10

【注意】

典型的な違反シナリオ：廃棄済みシステムの利用ログ・エンタイトルメント記録を 1 年未満で破棄し、監査時に過去の適正利用を証明できなくなる。

5. クラウド/API サービスの利用超過時の即時停止リスク

条項要約：Online Services / API 管理では日次・秒次のコール数上限があり、瞬間的なスパイク（秒間上限の 4 倍等）は予告なしのサービス停止事由となる。

根拠：Appendix-4-Red-Hat-Online-Services-English-20250805.pdf Section 2.6.1 / 2.6.2

【注意】

典型的な違反シナリオ：RPA やバッチ連携処理が特定時間帯に集中し、意図せず API コール上限を大幅超過、予告なしにサービスが停止される。

6. Ceph Storage の製品ライフサイクル変化

Ceph Storage は現在 Red Hat OpenStack Services on OpenShift との combined solution としてのみ提供され、OpenStack 以外の新規導入・SKU・価格体系は IBM 側（IBM Storage Ceph）の情報が必要（Red Hat 公式英語情報のみでは完結しない）。既存 Ceph 環境を持つ顧客は、更新時に Red Hat 側か IBM 側かの契約主体を事前確認する必要がある。

7. Application Services の license-only enforcement

JBoss EAP、Runtimes、3scale on-prem 等は Red Hat が技術的な利用量制限ツールを提供しない領域であり、契約上の超過があっても即座にシステムが停止しない。技術的に止まらないため気づかず超過し続けるリスクが高い。

実務チェックポイント

- 上記7リスクそれぞれについて、社内の該当システム・契約担当者进行特定できているか

第9章 ガバナンス体制とコスト最適化

キーメッセージ

公式の RACI テンプレートはないが、Subscription Services・SCA・TAM を組み合わせた運用ガバナンスが設計可能。コスト最適化は Hybrid Committed Spend・Cost Management が柱。

9.1 推奨ガバナンス RACI

| 領域 | Accountable | Responsible |
|--------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 契約・更新 | Vendor Manager / Procurement | SAM、Finance |
| ELP・使用量 | SAM Manager | Platform Ops、Cloud Ops |
| SCA / SWATCH / Satellite | Platform Ops | Linux / OpenShift Admin |
| Cloud Access / BYOS | Cloud Governance | Cloud Ops、SAM |
| 監査対応 | Vendor Manager | Legal、SAM、Platform Ops |
| コスト最適化 | Vendor Manager / FinOps | SAM、Cloud Ops、TAM |

公式の SAM 成熟度モデルは Red Hat 情報からは確認できないため、ISO/IEC 19770-1 等の業界標準を別ソースとして補完利用できる。

9.2 Technical Account Management (TAM)

TAM は ROI 最適化、リスク低減、ケース解決、ライセンス統合・未使用サブスクリプション削減・アップグレード計画支援を提供する。

【注意】

Red Hat 公式 TAM ページには「生産性向上 US\$3.3M 相当、システム停止 67%削減、技術費用 US\$433K 削減 (Forrester TEI 調査、2026 年 2 月)」という数値が掲載されているが、GEN-Phase3 独立検証では当該数値の一次根拠を再特定できなかった。

社内提案資料で引用する際は、Red Hat 公式ページ・Forrester TEI レポート原本の URL と発行日を脚注に明記し、「Red Hat 公表の事例ベースの数値」である旨を明示すること。

9.3 コスト最適化レバレッジ

| レバレッジ | 内容 |
|---------------------------|--|
| Hybrid Committed Spend | Red Hat 直接購入とクラウドマーケットプレイス購入を合算し、総 Red Hat 支出ベースの volume discounts を得られる。クラウドプロバイダーの commit との「double dip」も可能。 |
| Cost Management | OpenShift / AWS / Azure / GCP のコスト・使用量をプロジェクト単位で可視化。コストモデルによる按分・予算比較・リソース最適化に活用。 |
| OpenShift edition 見直し | Platform Plus / OCP / OKE / OVE の機能差を踏まえ、過剰 edition の契約を回避。 |
| Training volume promotion | 地域・期間限定のボリューム割引プロモーションが存在する場合あり。現行性は都度確認。 |

実務チェックポイント

- TAM 契約の有無を確認し、未契約の場合は大規模環境での TAM 導入を ROI 試算の上で検討しているか
- Hybrid Committed Spend の適用可否を四半期レビューで検討しているか
- 提示する ROI 数値は出典・時期を明記しているか

付録 A 一次情報台帳

A.1 契約書・EULA (L1)

| 文書名 | 版・発効日 | 備考 |
|---|------------|---|
| Enterprise Agreement (Japan、英日併記) | 2021年11月 | 契約階層・監査・更新条項の中核文書 |
| Appendix 1 (NA-English / Japanese) | 2026年2月 | ライセンスメトリック・DR・HPC/Grid 定義。両言語版で主要条項一致確認済み |
| Appendix 3 (Professional Services) | 2025年10月 | Consulting/Training Unit 条件、Base Agreement に優先する旨を明記 |
| Appendix 4 (Online Services) | 2025年8月 | Online Services ・ API 利用条件 |
| Appendix 2A (Training) | 2018年6月 | Training Units 条件 |
| DPA (Appendix 4 向け) | 2023年9月 | データ保護条項 (索引表示は2025年8 月更新、要継続監視) |
| RHEL AI EULA | 2024年9月 | RHEL AI ・ AI Inference 対象 |
| Standard / GPLv2-Based / LGPL-Based / Apache-Based EULA | 2019～2021年 | 製品ファミリー別 EULA |
| 個別 EULA (UBI、ACM、ACS、 Quarkus、Offline Knowledge Portal) | 2019～2025年 | 個別製品向け |

A.2 公式ページ (L2)

| ページ | 確認日 | 用途 |
|-----------------------------|------------|-------------------------|
| Product Appendices index | 2026-07-04 | 版数・改訂日の一次モニタリング元 |
| Legal Agreements index | 2026-07-04 | 契約体系全体の入口 |
| EULA index | 2026-07-04 | EULA 別対象製品マッピング |
| Cloud Access / Cloud Access | 2026-07-04 | BYOS 概要・CCSP・Gold/PAYG・ |

| ページ | 確認日 | 用途 |
|---|------------|--------------------------------|
| FAQ | | GovCloud |
| Committed Spend | 2026-07-04 | Hybrid Committed Spend 交渉レバレッジ |
| Technical Account Management | 2026-07-04 | TAM ガバナンス支援 |
| Cost Management getting started | 2026-07-04 | コスト可視化ツール仕様 |
| Production Support Terms of Service | 2026-07-04 | SLA・Severity 定義表 |
| OpenStack Services on OpenShift / Ceph Storage | 2026-07-04 | 製品現行名称・位置づけ (Ceph 重要注記あり) |
| JBoss EAP / AI Enterprise | 2026-07-04 | 製品概要 |
| 【注意】 残存する未検証事項：Ceph Storage の IBM 移管後の現行 SKU・価格体系そのもの、Subscriptions Service (SWATCH) / SCA 公式ドキュメントの逐条全文確認、日本語版 Appendix 1 全 43 ページの逐条比較。 | | |

付録 B 演習シナリオ

演習 1 OpenShift オートスケールによる 5%監査ペナルティ

状況設定：製造業 A 社のインフラ担当者。繁忙期に OpenShift をオートスケールで一時増強、利用ログ未保存のまま平常運転に復帰。半年後、Red Hat から 10 日前通知で監査連絡。

問い：監査で 5%超過が判明した場合に A 社が負う義務は何か。事前にどのような運用体制があればリスクを回避できたか。

【現場メモ】

模範解答の要点：不足分は通知から 15 日以内に支払い義務、5%超過のため監査費用も A 社負担。Subscription Watch や Cost Management でのリアルタイム監視、オートスケール上限とサブスクリプション保有数の連動アラートが有効。※本シナリオは EA 監査時の underpayment 論点であり、Online Services 従量課金の超過とは性質が異なる。

演習 2 開発環境の本番流用

状況設定：B 社開発チームが Developer Subscription for Teams でプロトタイプ環境を構築、正式なライセンス切替なしに本番トラフィックを受け付ける形でリリース。

問い：この行為はどの条項に抵触するか。是正方法と再発防止の統制は何か。

【現場メモ】

模範解答の要点：Developer Subscription は開発用途限定で本番利用は契約違反。本番相当サブスクリプションへの切替と遡及精算が必要。リリース承認フローに「ライセンス種別確認」チェックポイントを設置。

演習 3 待機系 DR のリアルタイム同期による Disaster Recovery Use Case 逸脱

状況設定：C 社が災害復旧用 RHEL 待機系を構築、可用性向上のためストレージレプリケーションをリアルタイム同期に変更。

問い：この変更は Disaster Recovery Use Case の定義（active workload 非包含）と照らしてどう評価されるか。

【現場メモ】

模範解答の要点：リアルタイム同期は periodic backups の範囲を超え active workload 実行とみなされ得るため、DR 特例の適用外となりライセンス費用発生の可能性。インフラ変更管理プロセスにライセンス担当者レビューを組み込み。※「Hot/Warm DR」は公式用語ではなく、判定基準は「active workload の有無」。

演習 4 自社 SaaS 基盤への Red Hat 環境の無断流用

状況設定：D 社新規事業部門が標準 EA で購入した RHEL・OpenShift 環境を基盤に、グループ外顧客向け SaaS サービスを立ち上げ。調達部門への確認なし。

問い：この利用形態はどう評価されるか。適法に事業継続するにはどのような契約切替が必要か。

【現場メモ】

模範解答の要点：通常の Subscription Services は自社内部利用限定、第三者向け SaaS 提供は Unauthorized Use に該当し得る。CCSP や ISV パートナー契約への切替検討が必要。新規サービス企画時にライセンス調達部門を必須確認先とするプロセスが必要。

演習 5 3scale API Management でのバッチ処理スパイクによるサービス停止

状況設定：E 社が夜間バッチで Red Hat 3scale API Management を利用、月末処理集中で秒間 API コール上限の 4 倍を超えるトラフィックが数分間発生。

問い：Red Hat はどのような措置を取り得るか。E 社が事前に講じるべきだった対策は何か。

【現場メモ】

模範解答の要点：秒間上限の大幅超過は予告なしのサービス停止事由となり得る。慢性的超過は追加購入義務。バッチのスロットリング・キューイング設計、月末処理量に応じた API Call サブスクリプション見直しが有効。※3scale Hosted (Appendix 4) か On-Premises (Standard EULA) かで適用文書が異なるため導入形態の明確化が前提。

付録 C 12 ポイント評価チェックシート

凡例：◎ 詳細にあり / ○ 部分的にあり / △ 限定的 / - なし (Phase0 初期判定→Phase1/2A/2B/3 を経た最終判定)

| # | 評価観点 | 初期判定 | 最終判定 | 根拠 |
|---|----------------------------|------|-------------------|--|
| ① | 契約文書の体系と優先順位 | ◎ | ◎ (訂正済み) | Enterprise Agreement、Appendix 1/3/4 原文 |
| ② | ライセンスメトリック体系・算定方法 | ◎ | ◎ (HPC/Grid 訂正済み) | Appendix 1 Table 1.1/1.2 |
| ③ | 仮想化/クラウドとライセンス連動 | ◎ | ◎ | Appendix 1、Cloud Access FAQ |
| ④ | 必須計測ツールの義務と法的根拠 | ○ | ○ (精緻化済み) | Subscription Central docs、Cloud Access FAQ |
| ⑤ | エンタイトルメント台帳・ELP 管理 | ○ | ○ | Subscription model FAQ、SWATCH |
| ⑥ | クラウド固有ライセンスルール (BYOL/BYOS) | ○ | ◎ | Cloud Access FAQ (詳細確認) |
| ⑦ | 契約ライフサイクル・更新プロセス | ◎ | ◎ | Enterprise Agreement |
| ⑧ | 監査条項・証跡保管義務 | ◎ | ◎ | Enterprise Agreement Section 10 |
| ⑨ | RedHat 固有の高リスク・コンプライアンス領域 | ◎ | ◎ (Ceph 等追加) | Appendix 1/3/4、Ceph/JBoss 公式ページ |
| ⑩ | ガバナンス体制 (RACI・成熟度モデル) | - | ○ | TAM、Subscription Services、SCA、System Purpose |
| ⑪ | ベンダー交渉・コスト最適化レバレッジ | - | ○ | Hybrid Committed Spend、Cost Management |
| ⑫ | 一次情報のモニタリング・改訂 | △ | ◎ | Product Appendices |

| # | 評価観点 | 初期判定 | 最終判定 | 根拠 |
|---|------|------|------|-------------|
| | 管理 | | | index 更新日確認 |